　　　　　　　　平塚市地域組織育成事業交付金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、平塚市自治会連絡協議会に加入している自治会、町内会その他これらに準ずるもの（以下総称して「地域組織」という。）が地域住民の福祉の向上を図るために行う事業に対して平塚市地域組織育成事業交付金（以下「交付金」という。）について、補助金等の交付に関する規則（昭和５４年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（交付対象事業）

第２条　市長は、地域組織が行う地域コミュニティ活性化に資する事業や、組織の運営などに対して交付金を支出する。

（交付対象からの排除）

第３条　市長は、平塚市暴力団排除条例（平成２３年条例第９号）第８条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、交付金の交付の対象としないものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

（３）法人であって、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（４）法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

２　市長は、交付金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

３　市長は、必要に応じて、交付金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第１項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

　（交付対象経費）

第４条　この交付金の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は交付の対象としない。

1. 飲食費
2. 懇親会費
3. 慰労的な研修費又は成果報告のない研修費
4. 慶弔費
5. 上部・他団体への負担金・分担金
6. 積立金
7. 前号に揚げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

　（交付金額）

第５条　交付金の額は、毎年４月１日（４月２日から１２月３１日までの間において設立した地域組織にあっては、その設立した日。以下「交付基準日」という。）現在において地域組織に加入している世帯の数に応じて別に定める基準により算定した額とする。

　（交付金の交付申請）

第６条　規則第５条の規定による交付金の交付申請は、平塚市地域組織育成事業交付金交付申請書（第１号様式）に次の書類を添えて交付基準日の属する年度の別に定める日までに行うものとする。

　(１)加入世帯報告書

　(２)事業計画書

(３)収支予算書

(４)その他市長が必要と認めるもの

２　交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付金の交付決定の通知）

第７条　規則第７条の規定による交付金の交付決定の通知は、平塚市地域組織育成事業交付金交付決定通知書（第２号様式）により行うものとする。

　（交付金の請求）

第８条　前条の規定により交付金の交付決定の通知を受けた者は、市長の指示に従い交付金の支払を請求するものとする。

　（実績報告）

第９条　規則第１１条の規定による実績報告は、当該事業終了後、速やかに、平塚市地域組織育成事業交付金事業実績報告書（第３号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

　(１)事業報告書

(２)収支決算書

(３)その他市長が必要と認めるもの

２　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

　（届出義務）

第１０条　交付金の交付を受けた地域組織が解散したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

　（適用除外）

第１１条　次の各号に該当する場合においては、この交付金を交付しないものとする。

（１）１月１日から３月３１日までの間に設立した地域組織に対して、その設立した日の属する年度である場合。

（２）平塚市地区自治会組織一括交付金交付要綱（平成２５年４月１日施行）に基づいて交付金の交付を受ける地区連合会に属する地域組織である場合。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第１２条　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書（第４号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、平塚市地域組織育成事業交付金の交付について必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、昭和６３年４月１日から施行する。

　（有効期限）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る交付金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　　　　　　　平塚市地域組織育成事業交付金交付基準

１　均等割　　年額次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| １００世帯以下 | １５，０００円以内 |
| １０１世帯以上２００世帯以下 | ２０，０００円以内 |
| ２０１世帯以上３００世帯以下 | ２５，０００円以内 |
| ３０１世帯以上４００世帯以下 | ３０，０００円以内 |
| ４０１世帯以上５００世帯以下 | ３５，０００円以内 |
| ５０１世帯以上６００世帯以下 | ４０，０００円以内 |
| ６０１世帯以上７００世帯以下 | ４５，０００円以内 |
| ７０１世帯以上８００世帯以下 | ５０，０００円以内 |
| ８０１世帯以上９００世帯以下 | ５５，０００円以内 |
| ９０１世帯以上１，０００世帯以下 | ６０，０００円以内 |
| １，００１世帯以上 | ６５，０００円以内 |

２　世帯割　　年額１世帯につき３１５円以内とする。